

藤沢市長 海老根 靖典 様  
鎌倉市長 松尾 崇 様

## 武田薬品研究所との安全協定に関する申し入れ

2010年7月23日  
武田問題対策連絡会  
代表 小林 麻須男  
連絡先 藤沢市亀井野 1371-5  
090-6317-5547

### < 本申入れの趣旨 >

武田薬品工業株式会社(以下、武田薬品と略)の新研究所新設については、多くの未説明事項や次々と変更される計画案に対し、環境安全面の疑問点や精神面も含めた不安点がある中で、建設については着々と進行しており、来年早々には、供用開始との話しを聞いております。当会としては、以下に述べるように、当面の現実的な問題解決とともに、将来にわたる問題についても強い懸念を感じております。今般、安全確保の基礎となる安全協定の内容について、行政が中心となってとりまとめを進めており、当会としては住民の県公害審査会への公害調停が申請中であり、また藤沢市に対する武田向け下水道管敷設住民訴訟など係争中の事項が多々あり、また周辺住民の焼却炉に対する強い反対運動もあり、これらの進展によっては安全協定に関わる大きな変更もあり得るという点で協定締結時期尚早との思いはありますが、これらの調停、訴訟、焼却炉問題等の結果を協定に反映させて頂くことを前提に、重要な問題ですので安全協定に関する当会の考え方について、ご提案致します。

藤沢・鎌倉両市は広く湘南地域の環境安全面、地域住民の精神面・健康面での安全・安心が確保され、企業活動による問題が発生しないように確認・指導を行う責任があります。行政の責任者として、以下に記載する市民としての懸念事項も考慮いただき、十二分に安全性が確認されない限り、新研究所の稼働を認めないこと、また、万一にも公害などが発生しないように予防措置として完璧な安全協定を策定されることを期待しております。そして住民への情報公開と住民も含めた三者協定を締結し、国内最大規模の先端技術を扱う研究施設に見合った、先進的な住民協定となるように指導力を発揮していただくことを強く要望いたします。

藤沢市は環境保全協定締結の手順として住民の意見を伺いたいとの要望を周辺地域、並びに大清水浄化センター周辺地域の自治会・町内会に出しており、また鎌倉市も同様の文章を武田研究所敷地300m範囲の世帯に配布とのことですが、県の環境アセスでは大気、排水等の周辺への影響も鑑み周辺3km以内の周辺住民からの意見を聞く公聴

会が開催されました。今回の武田薬品との安全協定締結に際しましても、影響を受ける周辺 3 km 圏内の住民はもとより、境川・江ノ島海岸地域など関係住民、市民団体からの意見を聞く公聴会を開催するよう強く要望します。

## <安全協定締結にあたって>

現在、武田薬品は、バイオ、遺伝子組み換え、創薬、動物実験、R I 実験を行う新研究所の建設をすすめています。同研究所からの大量の排出物によって、生活と暮らし、命と健康、地域環境に多大な影響を受ける地域住民にとって、武田薬品研究所操業に係わる安全問題は他人事の問題ではありません。とりわけ、

- 、住民が安全性の面から特に問題視する新研究所の特徴は、人口密集地に立地し、住宅地との間の安全緩衝地帯の幅はわずか 20～30mに過ぎず、実質ゼロであること。
- 、新研究所は高層大病院、特別老人ホームに密着して隣接し、またその近傍には高谷小学校、玉縄中学校をはじめ幼稚園、保育園などの配慮施設が多数存在し、立地としては非常識とおもわれること。現に藤沢市に隣接する綾瀬市においては、300m 以内に病院等の配慮施設がある場合、新研究所で計画されている実験動物死体焼却炉などの設置は、行政指導指針により認められていないこと。
- 、新研究所の膨大な排気量は、通常の空調のように空気の置き換えが部分的ないわゆる循環型のシステムではなく、実験室内のすべての空気を強制排気する方式であり、拡散の範囲が広大であるとおもわれること。
- 、新研究所の膨大な排気量に鑑み、有害物質の排気がたとえ新鮮な空気に希釈され基準値内に収まったとしても、その総排出量は前例にないほど膨大で、気象条件次第では累積の可能性もあり、武田薬品はそれが周辺地域に与える気象上の影響について評価・分析を避けていること。
- 、新研究所の排気は、いくら部分的に HEPA フィルターで濾過したとしても安全性が保証されるとは限らない。それ以上の安全確認がない限り、遺伝子操作実験および感染性病原体の取扱いにより予期せざるウィルスなど未知の生体高分子が漏れる現実的可能性があること。

等々の状況に鑑み、武田薬品研究所に関する安全協定締結に当たって、下記の事項を協定に盛り込むよう申し入れるものです。

## 記

### 1 . 安全協定に盛り込むべき必須項目

以下の項目を最低限必須項目として、安全協定を結ぶことが必要と考える。  
具体的な内容・必要性については、後段にて詳述する。

- ・ 安全協定の締結は、武田薬品、行政、住民の三者で締結すること  
住民には、住民及び住民が推薦する専門家を含む
- ・ 安全協定は、情報公開を前提として締結すること
- ・ 武田薬品、行政、住民の三者構成による安全協議会を設置すること  
武田薬品、行政、住民3者による安全協議会を設置し、定期的な管理情報の開示・報告、立ち入り検査、調査依頼などリスクコミュニケーションの場とすること。
- ・ 協議会では安全管理項目を定め、武田薬品は管理結果を定期的に報告すること  
協議会では、安全確保に必要な管理項目を定め、武田薬品はその管理マニュアルを作成し公開すること。また、武田薬品は管理項目の日々のチェック結果を記録・保存し、情報公開すること。
- ・ 安全管理の記録と現場を確認するため立入検査をおこなうこと  
安全管理の記録と現場を確認するため定期的な立ち入り検査を行う。また、行政が必要と判断した時は、抜き打ちでの立ち入り検査も行うこと。  
立ち入り検査には、住民及び住民が推薦する専門家の参加ができること。
- ・ 疫学的健康調査等を実施すること  
周辺の学校の生徒などを対象に、稼働前からの健康調査を定期的実施し、健康への影響・変化を継続的に調査すること。
- ・ 市民に対して情報を可視化して提供すること  
管理項目を可視化して、住民がリアルタイムで見れるような工夫を行うこと。
- ・ 苦情処理機関の設置と緊急事態対策および被害補償について記述すること。
- ・ 各種法令以上の管理目標の遵守と必要に応じた見直しをおこなうこと。

## 2 . 各必須項目詳細（具体的内容と必要性について）

- ・ 安全協定の締結は、武田薬品、行政、住民の三者で締結すること

昭和53年工場排水を大清水浄化センターに受け入れないという公害協定が藤沢市と地域住民、藤沢市と武田薬品を含む関連企業との間に締結されたが、今回武田薬品研究所建設に当たって、住民抜きの藤沢市と武田薬品の協議だけで、協定が失効とされた。これは大清水協定が3者協定で無かった為に、住民抜きで一方的に失効とされたものである。現在この問題を(住民抜きの失効協議の不当性)巡って裁判係争中であるが、新たな研究所安全協定締結に当たっては、再びこのような係争が起こらぬよう武田薬品、行政(藤沢市、鎌倉市)、住民(藤沢市民・鎌倉市民)三者による安全協定とされねばならない。

- ・ 安全協定は、情報公開を前提として締結すること

現在、藤沢市・鎌倉市と武田薬品との安全協定は、市民に安全に関する情報や事故の報告などが殆ど知らされない協定として結ばれようとしている。しかし、市民に安全に関

する情報も提供されないような協定は、市民にとって無いに等しい安全協定と言わなければならない。現に、市に届け出た武田薬品の特定施設や焼却炉などの届け出書も殆ど墨塗りで情報が公開されず、市民は武田薬品の施設の安全性を確認出来ない状態である。企業が外部に放出する産業廃棄物、事業廃棄物などについての情報を公開し安全を証明することを求めているのである。武田薬品との安全協定については情報公開を前提とした協定の締結を求めるものである

・ 武田薬品、行政、住民の三者構成による安全協議会を設置すること

武田薬品研究所の安全操業の確認、地域住民の健康や臭気、環境悪化などに対する苦情や事故等を協議する武田薬品、行政、市民の三者構成による安全協議会の設置を求めるものである。

この安全協議会に対して次の様な権能を付与すべきである。

- (1) 武田薬品は、どのような研究を実施するか、目的や内容などの具体的な計画とそれともなうリスクについて説明すること。  
但し、説明内容については、安全協議会の内部情報とし、住民に対しても守秘義務を課す。
- (2) 武田薬品は、当面はP3レベルの感染性の強い病原菌は取り扱わないものとしているが、将来、これらの実験を行おうとする場合は、三者による事前協議を行い、その合意を得るものとする。
- (3) 施設安全管理項目の検査結果について、報告を受け、協議するものとする
- (4) 公害を発生するおそれのある施設、または公害防止の為の施設を新設もしくは増築しようとする場合は、協議会で事前協議するものとする。
- (5) 武田薬品の排気や排水などを処理する設備においては、より安全なものにするため、技術の発展に見合った改良・改善が行われるよう協議するものとする。
- (6) 地域住民、市民から、武田薬品施設からの公害について苦情が出された場合は、協議会メンバーは、必要に応じて研究所施設内に立ち入り、調査出来るものとする。
- (7) 安全協議会の市民メンバーは、近隣地域の住民・自治会町内会代表、3km以内の公募した市民・市民団体代表並びに市民・自治会・市民団体の推薦する学識経験者を含むものとする。

・ 協議会では安全管理項目を定め、武田薬品は管理結果を定期的に報告すること

武田薬品研究所のバイオ・遺伝子組み換え、創薬、動物実験、汚染実験動物の焼却、R1実験の危険性に鑑み、廃棄物の規制値は、特別管理産業廃棄物の規制値で対応すること。

点検記録、検査記録は、定期的に行政に報告すること。また、安全協議会で住民にも開示・報告すること。

以下は現時点で必要と考えられる管理項目であるが、実験動物焼却炉など武田薬品からの説明が不十分な項目については記載していない。今後、学識経験者などの意見も入

れてより充実させることが必要である。

### (1) 排気の安全管理

武田薬品研究所から排出される排気は、800万m<sup>3</sup>/hもの大量に上り、散水としても2000m<sup>3</sup>/日が空中に放出され、HEPAフィルターや活性炭フィルター、スクラバーを通過した異物が混じる危険な排水である。またボイラー蒸気や冷却水も日常的に大量に排出され、温度や湿度が気象に与える影響は大きく、管理が厳しく行われなければならない排気である。

#### < HEPAフィルターの安全管理 >

武田薬品研究所から排出されるP3・病原菌・遺伝子組み換え実験等の廃棄物は、HEPAフィルターで99.97%浄化されるシステムになっているが、0.03%は流出される。HEPAフィルター通過後の排気の安全性を確認するためには、下記のとおりHEPAフィルターの日常管理と通過排気の検査を実施すること。

HEPAフィルター通過後の排気の生物的培養検査を実施すること。

HEPAフィルターの交換記録をとること。

HEPAフィルターの汚染除去(WHO指針)を行うこと。

定期的にHEPAフィルター性能について調べ、規定の除去能力を維持しているか調べ報告すること。

#### < 活性炭フィルターの安全管理 >

ドラフトチャンバーで吸い上げた化学薬品の活性炭フィルター以降の含有状況を定期的に検査し記録を取ること。

日常的に活性炭フィルター以降の臭気の状態を調べ可視化すること。

活性炭フィルターの交換記録をとること。

#### < スクラバーと研究所屋上排気施設等の安全管理 >

武田研究所の屋上に設置された大量のスクラバーは、単に塩化水素やアンモニアだけでなく研究所全体の排気を洗浄する機能を有している。HEPAフィルターや活性炭フィルター通過物ばかりでなく実験動物の呼気、くしゃみ、排せつ物の臭気等もスクラバーで捕捉される。空中に放出されるスクラバー散水は複合汚染された危険な排気と言わねばならない。また研究所から排出される大量の排気、散水は地域の気象や、住民の日常生活に多大な影響を与えるものであり日常的に管理されねばならない。

スクラバー排水は水質検査を行い、その記録をとること。

■ 空中に放出するスクラバーの散水についても排出量、成分検査を行いその記録をとること。

研究所屋上から排出する排気量、排水量、排気温度を測定し記録をとること。

研究所屋上設置機器の騒音について測定し記録をとること。

空気清浄装置を導入し、排気の循環再利用を増やすこと。

### (2) 排水の安全管理

#### <オートクレーブ>

バイオ・遺伝子組み換え、感染性病原菌が含まれる排水についてはオートクレーブにより滅菌を行うとされているが、完全に滅菌されているか確認するために

オートクレーブ廃液は疫学的培養検査を実施し報告すること。(遺伝子組み換え物質や感染性病原体の流出を防ぐ)

定期的にオートクレーブの性能検査を実施し日本薬局方の無菌保証レベル $10^{-6}$ を確保しているか記録・検査すること。(感染症マニュアル指針)

オートクレーブに使用した高圧蒸気ドレイン廃液についても滅菌処理を施すとともに滅菌状況を調べること。

#### <中継槽・排水貯留槽に於ける水質管理>

中継槽・排水貯留槽に於ける水質管理は、温度、PH、TOCばかりでなく、30種類の届け出化学薬品の含有濃度と総量ともに、有機性廃棄物、実験動物廃水等に付いては疫学的水質検査を実施し規制値をクリアしているか調べること。中継槽・排水貯留槽毎に流量を測定し、流出排出物の総量を記録すること。最新技術による水質検査とデータの可視化に努めること。

#### <RI排水>

RI排水の濃度を測定し報告すること。

RIの排出絶対量を算定し記録をとること。

専門業者に処分を依頼したRI含有物質、RI含有実験動物等のマニフェストを保管すること。

#### <排水の自社処理>

武田薬品研究所からの排水は、昭和53年の大清水協定で規定された生活排水以外は受入が認められないので、洗浄水、ボイラー水、冷却水、創薬工程排水等は自社処理施設を作り処理すること。

ボイラー水、冷却水等の循環再利用を更に進めること。

散水や漏水により、土壤中へ化学物質が浸透・蓄積され土壤汚染が発生することを防止すること。

### (3) 動物実験施設の安全管理

#### <飼育施設>

逃亡・紛失防止のため、定期的に飼育実験動物の変動(種、数)を記録すること。(施設内で繁殖した動物の種、数も含め)

3Rの精神に則り目標を定め実験動物の使用を削減すること。

#### <臭気対策>

実験動物飼育施設、固液分離施設、実験動物排水処理施設から排出される臭気に

については、発生源における濃度を測定すると共に、排出口の濃度を日常的に測定し排出濃度を可視化して住民に知らせること。

動物飼育棟から排出される排気の量ならびに臭気、病原体、創薬薬品等の汚染度を検査し記録すること。

#### <ふん尿排水の自社処理>

実験動物のふん尿は、畜産動物のふん尿であり産業廃棄物として自社排水処理施設を作り処理すること。

動物実験排水は、固液分離で回収された固形物の量を記録するとともに委託先へのマニフェストを保管すること。

動物実験排水は産業廃棄物として規定の排水基準まで浄化するとともに、排水の水質検査は、BOD、COD、SS測定ばかりでなく残存接種病原体の疫学的検査、残存投薬化学物質の含有状況についても検査し記録すること。

#### (4) 実験動物焼却の外部委託

大量の実験動物屍体の研究所内焼却施設の設置は、大気の汚染、地域住民の生活環境・教育福祉環境の悪化、湘南地域のイメージダウン、住民感情と共存出来ないので、焼却は外部委託すること。

#### ・安全管理の記録と現場を確認するため立入検査をおこなうこと

(1) 安全管理の記録と現場を確認するため定期的な立ち入り検査を行うこと。

(2) 行政が必要と判断した時は、抜き打ちでの立ち入り検査も行うこと。

(3) 立ち入り検査には、住民及び住民が推薦する専門家の参加を認めること。

#### ・疫学的健康調査等を実施すること

供用開始後の安全管理項目の策定にあたり、下記供用開始前の基準値調査が必要である。こうした基準データとの比較で安全性が検討されねばならない。

##### (1) 供用開始前の基準値調査

将来の環境に与える影響度把握のための比較基準を明確にするため、環境規制に関連するすべての数値を、供用開始前に測定しておく。数値測定は必要に応じ行政が指示する第三者機関がおこなうこと。

##### (2) 供用開始前の疫学調査

新研究所が膨大な排気を強制排出する施設であることに鑑み、武田薬品は、将来の安全性検討の比較基準を明確にするため、近隣住民特に幼児・学童・老人に対して可及的速やかに喘息など呼吸器疾患等についての疫学調査をおこなうこと。

．市民に対して情報を可視化して提供すること

- ( 1 ) 武田研究所の安全操業について、可視化（騒音計、臭気計、排気計、鳥・魚の飼育などの方法）によるリアルタイムの情報提供が出来るようにすること。
- ( 2 ) 周辺地域の小中学校の健康調査時に武田研究所廃棄物による異常はないか継続的にチェックすること。異常があれば周辺住民の健康診断も行い、原因究明と対策を講じること。
- ( 3 ) 安全協議会の活動内容、討議内容について市民に定期的に情報提供すること。

．苦情処理機関の設置と緊急事態対策及び被害補償について記述すること

- ( 1 ) 地域住民から、武田薬品研究所の操業に関して、苦情が出された場合は、武田薬品並びに藤沢市・鎌倉市はそれぞれ苦情処理機関を設け、直ちにその原因を調査し、苦情解決に当たること。
- ( 2 ) 事故や緊急事態（地震などの自然災害を含む）が起こった時は、大小にかかわらず、行政に報告し、武田薬品と行政は緊急性に応じて周辺に周知徹底し、直ちに対策を講じること。
- ( 3 ) 武田薬品研究所の責めに帰す被害が発生した場合は、武田薬品はその被害を補償すること。

．各種法令以上の管理目標の遵守と必要に応じた見直しをおこなうこと。

- ( 1 ) 安全操業に当たっては、各種の法令遵守は当然のことであるが、遺伝子組み換え実験や高病原性ウイルスなどを研究するP3施設であることを鑑み、法令基準以上の管理目標を設定し、順守すること。
- ( 2 ) 今後、国や神奈川県、藤沢市などがバイオ関連の条例を制定、改訂した場合はその内容も順守すること。

以上